

営繕工事に係る事業費等の予算見積業務(下調)について

横浜市

取組のポイント、特徴、効果

- 事業部局が発注部局に依頼する営繕工事について、事業の前年度までに、発注部局の営繕工事に係る事業費等の予算見積業務(下調)を行う。
- 予算見積業務(下調)により、事業部局は適正な予算額・工期などの把握が可能。

取組の背景

厳しい財政事情の中、公共建築の建設にあたっては、コストを意識しつつ良質な施設が求められてきた。そのような状況の中、全市的な設計仕様や建設単価の情報を持つ発注部局が、過不足のない予算確保及び事業の適正執行のため、昭和60年からこの取組を実施してきた。

事業部局へ周知する発注ルール等

- 営繕工事に係る事業費(設計委託料、工事費など)
- 必要に応じて事業部局の想定事業スケジュールへの助言(設計者選定・設計・工事発注手続き・工事などに係る期間、複数年度工事の出来高の年度割りなど)

《参考》予算見積業務(下調)のスケジュール

- 4月上旬 見積調書(※1)の提出依頼【発注部局→事業部局】
- 5月中旬 見積調書の提出【事業部局→発注部局】
- 7～8月 予算見積業務(下調)(※2)【発注部局】
- 9月上旬 予算見積書(下調書)(※3)の送付【発注部局→事業部局】
- 9月～ 予算要求【事業部局】

(※1) 予算見積の与条件(工事内容、規模等)を発注部局に伝達するための調書のことで、事業部局が作成する。

(※2) 事業に必要な予算概算額を算出する業務のことで、発注部局の設計工事担当課が実施する。
(設計事務所等への業務委託はしない。)

(※3) 事業実施に必要な予算概算額をとりまとめたもの。
(工事発注時の積算レベルではない。)